

国勢調査における同性パートナーの集計に関する意見書（案）

令和2年9月に国勢調査2020が開始された。これまで国勢調査では、同居する同性パートナーが調査票の世帯主との続き柄の欄について「世帯主」あるいは「世帯主の配偶者」とした上で、配偶者の有無の欄について「配偶者あり」と回答しても、誤記入とみなされ「他の親族」と修正されており、今回もその集計方法は変わっていない。

こうした集計方法は、同性パートナーの実態とは明らかに異なるものであり、同性パートナーの存在そのものを無視しているとして、令和2年8月にセクシュアルマイノリティの団体などが総務大臣に対し、改善を求める要望書を提出している。

民間団体の調査によれば、令和2年9月1日時点で59の地方自治体がパートナーシップ制度を導入するなど、同性パートナーの施策に取り組んでおり、それらの地方自治体の人口の合計は、日本の総人口の約30%に相当するとされている。

国勢調査は、国及び地方公共団体における各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的としているため、同性パートナーの実態を正確に把握する必要がある。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、国勢調査において、同居する同性パートナーを配偶者として集計し、実態に即した調査結果を公表するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月 日

東京都議会議長 石川良一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣

} 宛て